

中小企業エキスパート派遣事業実施要項

この要項は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という。）が行う中小企業エキスパート派遣事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本事業は、中小企業者等が抱える技術や経営の課題（加工技術や生産効率などの向上、新製品・新技術の開発、ISO等の規格取得、財務管理、労務管理、マーケティングなど）の解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な専門家であるエキスパート（以下「専門家」という。）を企業に派遣し、本県の中小企業者等の順調な発展・成長を促進させることを目的とする。

（派遣の対象）

第2条 本事業の対象は、県内に事業所等を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、創業を予定する者（以下「中小企業者等」という。）のうち次の各号に該当するものとする。

- (1) 創業又は経営革新等を行い、経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。
- (2) 創業又は経営革新等を行い、経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- (3) 専門家の派遣により、技術面又は経営面に係る課題を解決するための支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

（派遣の対象となる課題）

第3条 本事業の対象となる技術や経営の課題は、中小企業者等の自助努力のみでは解決が困難な高度・専門的な課題である。

なお、専門家による支援は、あくまでも支援に留まるものであり、専門家から受けた助言の実行を含めた最終的な判断は、中小企業者等が自らの責任により行うものとする。

（派遣の対象外となる支援内容及び専門家）

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、派遣の対象外とする。

- (1) 支援する内容が、単に専門家によるホームページ作成や資料等の作成代行など業務を代わりに行うこと（業務代行）と認められる場合
- (2) 既に同一内容で本事業を利用していると認められる場合
- (3) その他、機構理事長が支援の対象として相応しくないと認める場合

2 次の各号のいずれかに該当する専門家は、派遣の対象外とする。

- (1) 派遣を希望する中小企業者等の役員又は社員の身分を有する者
- (2) 派遣を希望する中小企業者等における役員等の4親等以内の親族である者
- (3) 派遣を希望する中小企業者等の子会社又は親会社（子会社及び親会社の意義は、会社法第2条第1項第3号及び第4号に定めるところとする）にあたる企業に在籍する又はその企業を所有する者
- (4) 派遣を希望する中小企業者等との間で、継続して支援に関する契約（顧問契約等）を締結している者

（総括テクノエキスパート）

第5条 総括テクノエキスパートとは、中小企業者等からの派遣申請内容を把握するための企業調査を行い、適切な専門家を選定する者をいう。

なお、総括テクノエキスパートは、専門家を兼ねることができない。

(専門家)

第6条 機構は、中小企業者等が抱える技術や経営の課題に対応できるよう、幅広い分野の専門家を募集し、登録するものとする。専門家の募集・登録については必要な事項は、「中小企業エキスパート派遣事業専門家募集登録要項」に定める。

(派遣の申請)

第7条 専門家の派遣を希望する中小企業者等は、「派遣申請書(様式第1)」を機構理事長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第8条 機構理事長は申請を受けたときは、総括テクノエキスパート又は職員が派遣申請した中小企業者等に調査を行い、「支援方針報告書(様式第2)」を作成し、専門家の派遣を決定するものとする。

2 機構理事長は、派遣を決定した中小企業者等(以下「支援企業」という。)に対して「派遣事業派遣決定通知書(様式第3)」を送付する。

3 機構理事長は、選定された専門家に対して「助言依頼書(様式第4)」を送付する。

4 選定された専門家は、派遣を承諾するに当たり「承諾書(様式第5)」を機構理事長に送付するものとする。

(派遣の回数)

第9条 専門家の中小企業者等への派遣日数については、1企業当たり年間最大10日とする。ただし、派遣に至る前の支援方針打合せは派遣日数から除く。

(派遣内容の変更)

第10条 支援企業は、派遣内容の変更の必要が生じた場合は、「変更申請書(様式第6)」を機構理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(派遣内容の中止)

第11条 支援企業は、派遣の中止をしようとするときは、「中止申請書(様式第7)」を機構理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(派遣の実施)

第12条 専門家は、派遣を実施する前に、支援企業と協議のうえ「実施計画書(様式第8)」を作成し、総括テクノエキスパート又は職員に提出するものとする。

2 専門家は、各回の派遣を実施した後、速やかに「助言内容報告書(様式第9)」を総括テクノエキスパート又は職員及び支援企業に提出するものとする。総括テクノエキスパート又は職員は提出された「助言内容報告書(様式第9)」を確認し、助言内容を把握及び進捗状況を管理する。

(派遣完了の報告)

第13条 専門家は、派遣がすべて完了した後、速やかに「助言完了報告書(様式第10)」を機構理事長に提出するものとする。

2 支援企業は、「終了報告書(様式第11)」を機構理事長に提出するものとする。

3 総括テクノエキスパート又は職員は、「結果報告書(様式第12)」を機構理事長に提出するものとする。

(費用負担)

第14条 機構理事長は、支援企業に対して「派遣事業派遣決定通知書(様式第3)」により派遣に要する費用の3分の1相当額の負担を求めるものとする。

2 支援企業は、原則として費用負担額を派遣実施前に納入しなければならない。

(専門家の謝金等)

第15条 謝金は、1日27,500円(税込)とし、3時間に満たない場合は13,750円(税込)とする。

2 旅費は、機構の「職員の給与等及び旅費に関する規程」に準じる。

(専門家の責務)

第16条 専門家は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 本事業の実施に当たり、誠意をもって支援企業の相談に応じること。

(2) 派遣を引き受けることにより、知り得た企業の秘密を遵守するとともに、これを自己の利益のために利用しないこと。

(成果の帰属)

第17条 本事業によって得られたすべての成果は、原則として支援企業に帰属するものとする。

(免責)

第18条 機構は、本事業の実施に関して専門家又は支援企業に損害が生じた場合においても、その責を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。